

農業委員会だより

第108号

鳥取市の農業

農家戸数 5,677戸

農地面積 4,274ha

2020年農林業センサス

—とっとり市—

令和6年4月発行・鳥取市農業委員会
〒680-8571 鳥取市幸町71 ☎(0857)30-8482
鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>



鹿野学園での米作り体験

鳥取市立鹿野学園（流沙川学舎）では、地元の農業委員、推進委員の協力のもと、5年生による米作り体験が行われています。本年1月26日には収穫したもち米の餅つきが行われ、皆でおいしくいただきました。

も < じ

- 鳥取市農業振興事業の紹介 2
- 鳥取市農作業標準受委託料 3
- 農地の賃借料情報 4
- 農業者年金に加入しませんか 4
- 農地貸借の手続きが変わります 5
- 鳥取市農業賞を受賞 6
- 受益者負担金について 6
- 農業者年金受給者の方へ 6
- 非農地判断について 6



鳥取市農業賞を受賞したみなさん。

左より、農事組合法人まごころ農場ひろせ 廣瀬英行、本城晃、中村理司、廣瀬浩一（ひろせ）（敬称略）（関連記事6ページ）

鳥取市農業振興事業の紹介

令和6年度に向けて、鳥取市は農業者の方を支援する様々な取り組みを行っていきます。その中からいくつかの支援事業を紹介いたします。

○農産物生産振興対策等総合支援事業

対象となる事業	支援内容
〈地域特産品振興対策事業〉 ブロッコリー、アスパラガス、生姜を鳥取いなば農業協同組合に出荷する場合	ブロッコリー (40円/kg) アスパラガス (80円/kg)、生姜 (5円/kg)
〈野菜生産拡大支援事業〉 アスパラガスを新植、増反を行う場合（※作付面積が5a以上となることが条件）	資材、肥料、農薬及びほ場整備に係る経費（上限10万円/a）の3分の1以内を助成）

○果樹振興対策事業

対象となる事業	支援内容
梨「新甘泉」等の新品種及び振興品種の導入、施設整備（果樹棚・かん水）、防災・減災対策（防風ネット）を行う場合	新植・改植、施設整備及び防災・減災対策に係る経費の助成、育成管理費支援（1/3～2/3、定額助成）
柿「輝太郎」、柿・ぶどう・桃の振興品種の導入、施設整備を行う場合	新植・改植及び、防災・減災施設整備に係る経費の助成、育成管理費支援（1/3～2/3、定額助成）
産地で守り次の生産者へ継承する「やらいや果樹園」を整備し、梨、柿、桃、ぶどうの振興品種を導入する場合	新植・改植及び施設整備に係る経費の助成、育成管理費支援（2/3～3/4、定額助成）
機械の共同利用、オペレータ体制を整備して、廃園化防止、低コスト化（スピードプレイヤー、草刈モアなど）、産地維持に取り組む場合	機械購入に係る経費助成（1/3助成）

○農産物等販路開拓支援事業

対象となる事業	支援内容
鳥取県外で行う販路開拓、販路拡大、知名度向上、消費者ニーズの把握に取り組む場合	販路開拓等に係る経費（旅費、消耗品費、燃料費、使用料、借上料、配送料）の助成（1/2助成） ・補助上限、5万円/年（1事業者） ・鳥取市主催事業に10日以上出店する場合、事業実施年度内で6万円/年（1事業者）

○集落営農体制強化支援事業

対象となる事業	支援内容
一定の要件を満たす集落営農組織が集落営農ビジョンに沿って機械施設を整備する場合など	機械施設の導入経費の2分の1以内を助成 ただし、1組織当たり事業実施期間合計補助上限額は以下のとおり ・小規模組織 10,500千円まで ・大規模組織 18,000千円まで ※大規模組織とは、目標経営面積概ね20ha以上の組織とする

この他にも支援事業がございますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 鳥取市農政企画課 ☎ 0857-30-8304・8305

令和6年度 鳥取市農作業標準受委託料

この表は、市内全般の標準額となっておりますので、**実際に受委託を行う際には、作業内容、地区・集落の慣行等を十分考慮のうえ、当事者の話し合いで決定してください。**

また、農機具によっては、別途回送料が必要となる場合があります。

※燃料価格の高騰分については、価格変動の状況に応じて、当事者間の話し合いにより検討いただき決定してください。

詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

環境不良田（倒伏含む）は5～20%増とします。

(単位：10aあたり、円)

作業名	条件等	標準額(税込)	摘要
農作業一般 (労務賃金)	1時間あたり	925	作業内容により考慮する 最低賃金改定時はそれに準ずる
草刈り	畔 1時間あたり	2,260	機械・油代含む
	フレールモア	6,000	
耕耘	整備田	6,940	2回目からは1回目の60%～70% 油代含む
	未整備田	8,100	
代かき	整備田	6,360	油代含む
	未整備田	6,940	
機械田植	整備田	7,520	同時施肥は、20%増 油代含む
	未整備田	9,030	
あぜ塗り	1mあたり	70	
水稻防除		3,000	ブームスプレーヤー、動力噴霧器 等使用の場合 機械・油代含む 薬剤代は別途
コンバイン(稻)	整備田	19,100	補助員は、受託者で確保 油代含む
	未整備田	21,200	稲運搬を行う場合は重量・距離に 応じて適宜加算
粉乾燥	生粉乾燥	11,290	水分含有量により考慮する 油代含む
	補助乾燥	5,940	
粉摺	60kgあたり	630	
大豆コンバイン		10,410	
大豆播種・施肥		6,380	
大豆脱粒		3,590	機械使用料
梨袋かけ	ワンタッチ	1,850	1,000枚あたり（時間制を除く） 各地区においての果樹部会等の組 織で取り決めた協定額
	一重袋止金具付	2,540	
	合せ袋止金具付	2,950	
	時間制 (1時間あたり)	925	

農作業標準受委託料金は、消費税10%を含んだ料金です。（ただし、人件費は除きます。）

【問い合わせ先】 鳥取市農業委員会事務局 ☎ 0857-30-8482

鳥取市 農地の賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

（年間 10aあたり）

地域	地目	平均額	最高額	最低額	賃貸借の件数	使用貸借(無償)の件数 (左欄の数値には含まれていません)
鳥取地域 (旧鳥取市)	田	4,500円	10,000円	1,000円	302件	408件
東部地域 (国府・福部)	田	2,400円	5,000円	800円	244件	92件
南部地域 (河原・用瀬・佐治)	田	4,300円	10,000円	800円	76件	56件
西部地域 (気高・鹿野・青谷)	田	3,400円	8,000円	1,000円	210件	201件
(参考) 鳥取市全域	田	3,600円			832件	757件

* 1 賃貸借及び使用貸借の件数は、それぞれ集計に用いた筆数です。

* 2 物納（米1俵等）及び特殊な取引に係るものは、集計から除外しています。

* 3 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。

農業者年金に加入しませんか

～ しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

◇ 農業者なら広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

また、60歳以上でも国民年金の任意加入者であれば加入できるようになりました。

◇ 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い年金です

納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金原資として積み立てていき、年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の積立方式を採用しています。

◇ 80歳までの保証付きの終身年金です

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯支給されます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

◇ 税制面での優遇措置があります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。また、将来受け取る年金も公的年金控除が適用されます。

◇ 一定の要件を満たすと保険料の国庫補助が受けられます

認定農業者または認定就農者かつ青色申告者などで、60歳までに保険料の納付期間が20年以上見込まれる等の一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

農地貸借の手続きが変わります

農地の貸し借りの手続きは、現在、下記の①～③です。

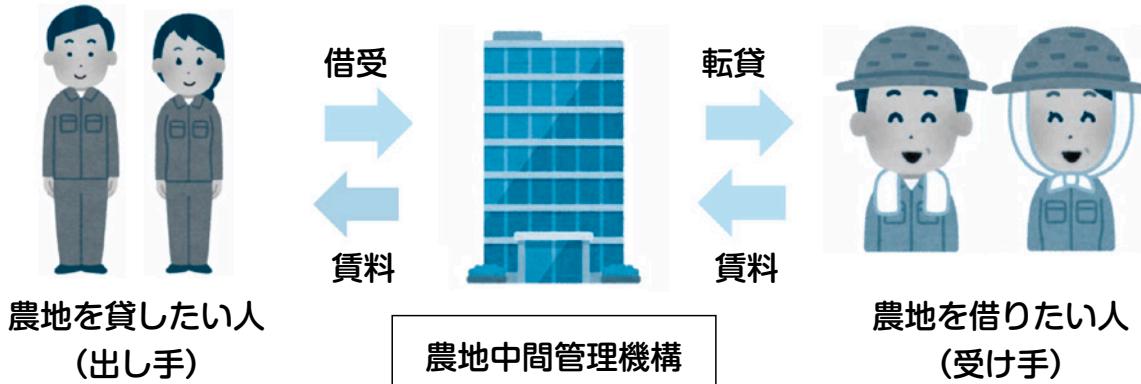
- ① 利用権設定等促進事業による貸借
(貸主と借主の契約)
- ② 農地中間管理事業による貸借 【窓口：鳥取市農政企画課】
(貸主と借主の間に農地中間管理機構が入った契約)
- ③ 農地法第3条に基づく申請 【窓口：鳥取市農業委員会】

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の改正により、①の利用権設定等促進事業が廃止されましたので、今後は②と③の手続きとなります。

【経過措置について】

利用権設定等促進事業は、令和7年3月31日までに新規または更新の契約の完了が必要です。公告等の手続きに時間を要しますので、令和6年12月20日が申請書類の最終受付となります。なお、令和7年3月31日までに設定した利用権は、契約期間満了まで有効です。

〈農地中間管理機構による貸借のイメージ〉



* 農地中間管理機構：公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

(鳥取市は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から事務委託を受け、窓口となっています。)

【問い合わせ先】 農政企画課 担い手支援係
☎ 0857-30-8305

鳥取市農業賞を受賞

令和5年度鳥取市農業賞贈呈式が2月15日（木）に開催され、各部門受賞者へ深澤市長から賞状が贈呈されました。受賞者は次のとおりです。

優良農業者

◆本城 晃さん（長谷）

大和地区の大規模水稻農家で、地域の農地を守っている。しいたけ栽培にも力を入れており、鳥取地区椎茸連合会長や鳥取県指導農業士を務めるなど、本市の農業振興に大きく貢献している。

優良農業者

◆中村 理司さん（河原町佐貫）

平成30年度に父親から事業を承継。梨、柿を栽培する果樹農家であり、ジョイント栽培の導入や県オリジナル品種である新甘泉の栽培にも新たに取り組むなど、本市の果樹振興に大きく貢献している。

優良農業組織

◆農事組合法人まごころ農場（ひろせ）（国府町広西）

平成27年に設立。水稻、大豆、もち麦や白ねぎ等野菜の複合経営により地域農業を守つてい

る。特に大豆部門は、県内に供給する種子の生産を担っており、本市のみならず県内の大豆振興にも大きく貢献している。

受益者負担金について

本市では、農地及び農業用施設全般の改修・修繕等を実施する場合、事業費の一部を受益者負担金として農業者からご負担いただい

ています。

令和6年度より農家負担の軽減を図るため、受益者負担率の上限を事業費の20%から15%に引き下げます。

詳細については、農村整備課または各総合支所産業建設課へご連絡ください。

【問い合わせ先】
鳥取市農村整備課

☎ 0857-30-8316

非農地判断について

鳥取市農業委員会では、農地の適正な管理のため、年1回の農地利用状況調査を行っています。その結果、現に森林原野の様相を呈しており、農地として利用することが物理的に困難な荒廃農地を対象に、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の「非農地判断」を行った後、所有者に対し「非農地通知書」を送付します。

「非農地」と判断された土地については、今後は農地法の規制の対象外の土地となりますので、関

口への持参が難しい場合は代理人の方による提出、郵送による提出も可能です。
詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

○受給者の住所変更や死亡の際は速やかに届け出ましょう。

転居等により住所が変わった場合や年金を受け取る金融機関を変更する場合は、JA又は農業委員会に相談してください。

受給者の方が死亡した場合、遺族の方が速やかに死亡届をJAに提出して下さい。死亡届の提出が遅れると過払いとなつた年金の返納が必要となる場合があります。

【編集後記】

昨年度、農業委員会では、地域計画（目標地図）の素案の作成のために農家の皆様にアンケート調査を行い、多くの回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。今年度は、いただいた回答により作成した素案をもとに、各地域での計画策定が行われることとなります。各地域で積極的な話し合いが行われるよう、農業委員会も市と協力して進めていきます。

行は、令和6年10月となります。
農業委員会だより編集一同

係各機関に対し、鳥取市農業委員会からその旨を通知することとなります。

また、「非農地」と判断された土地は、左記の取り扱いとなります。